

学校法人東洋食品工業短期大学 役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東洋食品工業短期大学（以下「当法人」という。）の寄附行為第56条に基づき、役員・評議員の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、当法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者を言う。
- (4)費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）・日当等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、その地位について報酬は受けることができない。

- 2 前項の規程にかかわらず、常勤の役員は、有給とすることができる。
- 3 非常勤役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 評議員は無報酬とする。但し、会議等出席で生じた旅費（交通費、宿泊費等）について、実費額を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員には、役員報酬ではなく、教職員としての職務執行に対して報酬を支給することができる。但し、常務理事・学長の退職慰労金は、年間120万円を上限として支給することができる。

- 2 非常勤役員については、第2条第4号の費用を支給することができる。
旅費（交通費、宿泊費等）については実費とし、日当については職務執行の対価として1日当たり30,000円とする。

(作成、備置き及び閲覧)

第5条 当法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。但し、その内容に変更が無い場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

- 2 当法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
- 3 当法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いてこの規程の閲覧に供しなければならない。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、私立学校法第137条第2項・第151条2項に定める報酬等の支給の基準としてホームページに公表する。

(附則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。

2021年11月26日 第4条追加

この規程は、2025年3月6日改定(理事会決裁)、2025年4月1日から施行する。

第3条4項文面追加・第5条追加・第6条文面追加

(2025年4月私立学校法改定及び文部科学省令改正による改定)